平成２１年（フ）第４６２号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵233番地　センチュリーアスカⅢ416号
債務者　大原　克已
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４８０号
奈良県大和郡山市大宮町５番地１　ベルメゾン201号
債務者　西尾　浩昌
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４８１号
奈良市学園朝日町３番９―411号
債務者　山根麻衣子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
奈良県桜井市大字大福624番地の８
債務者　田中　　彰
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５３３号
奈良県生駒市俵口町1868番地１
債務者　村上　喜彦
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７５号
熊本県阿蘇郡西原村大字河原1097番地１
債務者　橋本希美子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１３号
熊本市良町３丁目３番158号
債務者　唐澤　峰子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４２号
熊本県宇土市高柳町135番地３
債務者　村本　睦子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５８号
熊本市楠１丁目３番３―205号
債務者　榮　　照子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１５５号
山口県防府市大字江泊2484番地の１　ホースハイム江泊202号
債務者　黒瀬　千秋
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
山口市大内御堀855番地16
債務者　細川　智弘
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
山口県防府市華園町16番21号
債務者　属　　里砂
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
山口県防府市華園町16番21号
債務者　属　　裕治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
山口県防府市大字新田1745番地の12
債務者　磯村　琴枝
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
愛知県豊田市前山町３丁目13番地１　エステート前山３Ｅ号
債務者　出口建築こと　出口　　毅
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
愛知県豊田市前山町３丁目13番地１　エステート前山３Ｅ号
債務者　出口　由美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
島根県出雲市西神西町517番地12
債務者　曽田　和代
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部